

建設水道常任委員会

令和6年2月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○井上 卓也	齋藤 文夫
横田 敏文	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	平本 吉男
都市創生課長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	上田 和弘
同 係 長	土谷 純	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	関口 修

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前９時００分）

署名委員 宮崎委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、宮崎委員、木澤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、１．継続審査を議題とします。（１）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、継続審査 都市基盤整備事業に関することについて、報告させていただきます。はじめに、いかるがパークウェイについてであります。

資料１をお願いいたします。まず、工事の状況についてであります。緑色で表示しております、町道４０４号線から東へ約２００ｍの区間が、現在工事が実施されている区間となっております。さらに、その東側、橙色で表示しております、イツボ川手前までの約８０ｍの区間につきましては、新たな工事区間として、去る１月１２日に入札が実施され、２月２日付で、株式会社清川組と契約を締結されたことを確認しております。工期は令和６年２月２日から９月１３日までであり、工事の概要といたしましては、地盤改良工、擁壁工、排水構造物工、調整池工などとなっております。

続いて、発掘調査につきましては、資料右側の茶色で表示した部分が、今年度の発掘調査区間であり、現時点において、重要な遺構等は発見されております。

せん。

来年度の発掘調査の予定につきましては、赤色で表示しております、令和4年度の調査区間から、柱穴や溝などの遺構や、土器などの遺物等が出土したことに伴いまして、この範囲内にて、拡張して調査を行う予定であることを、文化財担当に確認しております。

次に、事業促進にかかる要望活動についてであります。12月に奈良県や国土交通省などに、継続的な事業促進のための予算を確保いただけるよう、要望書の提出を行ったところであり、今後も関係各所に対し、積極的な働きかけを継続してまいりたいと考えております。

続きまして、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。

12月の当委員会にて、西和医療センターの移転先の候補地が、当町のJR法隆寺駅南側地区に決定された旨をご報告しましたが、その後の進捗について、ご報告させていただきます。

移転候補地に決定したことについて、去る12月14日、県担当職員とともに新家地区水利組合を訪問し、役員の皆様に報告を行いました。役員の皆様からは、移転候補地に決定したことについてご理解をいただくとともに、町の活用予定地を含め、なるべく早期に買収範囲を確定してほしいといったご意見がありました。また、この報告内容につきましては、役員の皆様から、その他組合員の皆様にご説明いただいております。

今後の予定といたしましては、新西和医療センター整備推進に関する協定を、奈良県、西和医療センターの運営主体である奈良県立病院機構、斑鳩町の3者で締結することを調整されており、来年度には、県にて、病院の基本計画の策定を予定されていると聞いております。

町としましては、病院の基本計画にあわせて、JR法隆寺駅南側のまちづくり基本計画等の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、継続審査 都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員　この出してもらっている図の、色ついているところで、水色やったらこの下にポコッと出ているのとか、これ何色っていうんですか、オレンジ色ですか。これやったら緑のところちょっとかかっていたりとか、いう色分けしているんですけども、これどういうあれですか。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　今、ご指摘ありました箇所につきましては、このパークウェイ整備の排水を処理する調整池となっているところでございます。

委員長　ほかにございませんか。　中川議長。

議　長　この残りの、オレンジ色の令和6年9月13日までの工事区間の残り見てたら、令和8年途中には十分県道につながるように見えるねんけど、そんな感じで予想しておいてええのかな。

都市創生課長　国のほうからはまだ開通時期等示されていないところでございまして、また、工事につきましても、今、地盤改良、道路の下層のほうの工事だけとなっておりまして、表層の舗装ですとか、植栽帯の工事等、また埋設物の共同溝の工事等がまだ残っておりますので、まだその辺につきましては時間がかかるものと考えているところでございます。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員　先ほど二つ目の西和医療センターの件ですけども、西和医療センターの建設予定地の計画と、それから法隆寺駅南側の、ちょうど県がまちづくりをやっている部分と、それは一緒に検討するのか、別々に検討してあとであわせるのか、その辺のところの流れというのは、わかりましたら教えてもらえないでしょうか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

まずこの地域につきましては、西和医療センターの整備がまず県のほうで計画されておりますので、その対象エリアが確定したのちに、町のほうで都市機能を集積化するようなまちづくり拠点となるような施設ができるのかどうかという検討に入りまして、その内容やエリア等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。(1) 行政組織の見直しについて、理事者の報告を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、(1)の行政組織の見直しについてご説明します。

資料2をお願いします。この見直しのうち、本委員会の所管に係る内容について、ご説明します。

本行政組織の見直しは、行政課題に的確に対応した施策の展開を効果的、かつ効率的に行うため、機能的な組織の実現に向け、JR法隆寺駅南側地区の整備をはじめとする奈良県との連携によるまちづくりを推進する体制の整備、町立小学校及び中学校等の教育施設について、将来を見据えたより良い環境の整備に向け、総合的かつ総括的に企画、管理する体制の整備、そして、情報通信技術や人口知能、業務自動化をはじめとするデジタル技術の活用により、より一層の行政事務の効率化を図る体制を強化するものでございます。

1の見直しの内容をご覧ください。

(2)の都市建設部都市創生課の見直しとして、JR法隆寺駅南側地区の整備をはじめとする奈良県との連携によるまちづくりを推進するため、まちづくり協定推進係を新設します。

まちづくり協定推進係は、奈良県との連携によるまちづくりの推進に関する事務を所掌します。また、同係は、都市整備係から法隆寺駅周辺地区整備、法隆寺駅南北自由通路の管理及び土地区画整理事業の調査及び計画策定に関する事務を移管し所掌します。

施行期日は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、各課報告事項の斑鳩町行政組織の見直しについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

次に、(2)大和川遊水地勉強会について、理事者の報告を求めます。
手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、国の事業であります、大和川遊水地勉強会についてご報告させていただきます。

大和川遊水地について、令和5年11月25日日曜日に目安自治会役員に対して、また、令和6年1月27日日曜日には、法隆寺第三団地自治会員に対する遊水地の勉強会を開催いたしましたので、その内容等について報告させていただきます。

目安自治会の勉強会は、目安公民館で自治会役員及び各団体の長など、14人の参加で開催されました。また、法隆寺第三団地の勉強会では、自治会館で、午前と午後の2部に分けて100人の会員が出席して開催されました。

この勉強会では、遊水地の事業目的、効果、また、令和4年5月27日に大和川が特定都市河川に位置付けられ、大和川流域水害対策に変更のあった点や現在、工事を進めております、安堵町窪田地区の遊水地と川西町保田地区の遊

水地の工事の進捗についての説明が行われました。

目安自治会、法隆寺第三団地自治会とも同じ資料により説明が行われたので、当日の資料を本日ご用意しております。それでは、資料3をご覧ください。資料に沿って説明させていただきます。3ページをご覧ください。

ここでは、大和川の亀の瀬狭窄部の現在の状況として、平成28年に一度事業が完了いたしました、いまだに地盤が動いており、地滑りを止めるための工事を現在も継続して行っていることや、地盤が動いていることから、この亀の瀬を開削し河川を広げることができない事が説明されました。

次に、4ページでは大和川には、扇状に各支川が広がっており、この河川がすべて大和川へ流れ込むということ。

6ページでは昭和57年8月洪水の浸水状況、7ページでは平成29年10月洪水の浸水状況、9ページでは、奈良県の総合治水対策のとりくみとして、ため池を利用したため池貯留、農地を利用した水田貯留、民間等による開発による防災調整池等、奈良県では、全国的でも総合治水が大変進んでいる状況である事が説明されました。

そして、10ページでは、平成30年5月から始まりました奈良県のとりくみであります平成緊急内水対策により、更なる内水浸水被害解消に向けてのとりくみを開始したという説明でありました。

12ページでは、河川法に基づいて平成25年11月に策定された、大和川河川整備計画により100万㎡の遊水地を整備するということが計画書に記載されております。その後、令和4年5月に大和川が特定都市河川に位置付けられ、大和川流域水害対策計画を策定することで、従来国は、遊水地は大和川の水位を下げるため、整備するという方針から、「遊水地整備に合わせて内水対策を行う」という文言が追加され、今後は、三代川、目安地区の遊水地整備では、従来の大和川の水を遊水地に取り込みながら、地域の内水を取り込み、内水被害の軽減に国がとりくんでいくことになったという説明がされました。

次に13ページ遊水地整備計画についてであります。こちらは、今までも説明してきた奈良県で整備していく遊水地の場所と面積を示した図面となります。三代川地区では10ヘクタール、目安地区では11ヘクタールの農地を買い上げ、遊水地の整備を行うという説明がされ、三代川地区については、すべ

ての用地買収が完了したという説明がございました。

次の14ページでは、遊水地の説明となります。左平面図のA—A'の断面が右下の横断図となります。従来の計画では、現地盤高に周囲堤をつくり遊水地をつくるという計画でありましたが、現在の計画では、内水を取り込むために、可能な限り遊水地内を掘り込み、そこへ内水を溜めるという計画となりました。具体的には、目安遊水地は、大和川の川底より少し高い底面とし、現況地盤から約4m掘り下げます。三代川遊水地についても同様、大和川へ自然排水が出来る高さまで掘り下げる計画であります。掘り下げにより地下水が湧く可能性があるので、遊水地底面には、コンクリートを打設しながら地下水対策を考えているとの説明でありました。

15ページでは、遊水地が完成し内水を取り込むことができるようになり、昭和57年8月洪水があった場合のシュミレーションとなります。濃いオレンジ色の範囲が右側の整備後は少なくなっております。浸水する範囲も軽減しております。浸水被害については、遊水地整備前では床上浸水2戸、床下浸水が91戸から、遊水地完成後には、床上浸水が0戸、床下浸水が25戸と浸水被害が軽減されていると説明されました。

次に16ページでは、昭和57年8月洪水より大和川の水位が高かった平成29年10月洪水の場合のシミュレーションです。こちらの浸水図では、右側図が整備後の状況となり、左の整備前に比べ、少しだけ濃いオレンジ色が少なくなった状況であります。床上浸水は5戸、床下浸水は135戸から、床上浸水が1戸、床下浸水85戸に減少しますと説明されております。

次に17ページでは、昨年の令和5年6月洪水のシミュレーションであります。こちらは、整備後は右の図を見ていただきますと、オレンジ色がほとんどなくなるという状況になり、浸水被害はかなり軽減されると説明されました。

次に18ページは、遊水地運用の現時点のイメージ図となります。こちらは、樋門操作により遊水地への水の出し入れの説明となります。真ん中上に緑で囲まれた四角が樋門を開放した状態、赤で囲まれた四角が樋門を閉鎖した状態となります。

左上の平常時では、三代川、目安地区においてこれまで三代川に合流していた水路は各遊水地内を通して大和川へ合流します。次に右上の図、洪水初期で

すが、ひとたび大和川の水位が上がれば、赤色に着色した両遊水地の排水樋門、三代川樋門が閉鎖されます。それに伴い、濃い緑色の三代川側の内水取り込み樋門を解放し、三代川の水を遊水地に取り込むことにより三代川の水位上昇を軽減します。また、三代川、目安地区の水路については引き続き取り込んでいきます。左下の越流時では、大和川から三代川、目安地区へ洪水が越流している時は、遊水地からの逆流を防ぐため赤色の内水取り込み樋門を閉鎖します。右下の洪水終了時では、大和川の水位が下がり始めれば、緑色の三代川樋門、排水樋門を開放し、三代川の水位を低下させ、内水を排出します。樋門操作については、大和川河川事務所で行っていくとの説明がされました。

次に19ページから23ページまでが、今までの説明会等で質問がありましたことへの回答が記載されております。

次に24ページでは、淀川水系木津川上流の上野遊水地で、平成27年度から運用を開始しておりますが、平成29年の台風21号において、運用開始以来初めて4つの遊水地で600立方メートルを貯留し、上野地区約160ヘクタールの浸水面積、760戸の浸水戸数の被害を解消できたという説明でございました。資料の水色の部分の浸水を防ぐことができたということです。

次に25ページでは、川西町保田地区の遊水地の整備状況です。工事は順調に進んでおり、令和6年度末で工事が完了する予定です。そして26ページが保田遊水地の底面利用の計画であります。整備のイメージ図では、ローラースケートパークを民間の力を借りながら整備予定とのこと。その他は親水公園、駐車場の建設を計画しているという説明がありました。

次に27ページでは、安堵町窪田遊水地の整備状況です。窪田遊水地については、保田遊水地より1年遅い、令和7年度末が工事完了予定という説明があり、現在、資料右の周囲堤盛土と記載のある場所で一部堤防を完成させており、1月29日から一般公開しており、堤防の高さや法面など実際の堤坊がどのようなものか見学ができるようになったとの紹介がありました。

以上が遊水地勉強会の説明内容となります。説明後には、多くのご質問がありましたが、国から一定回答を行い、概ね皆さまには、遊水地に対してご理解いただいた勉強会になったのではないかと感じたところです。

大和川遊水地勉強会についての報告は以上でございます。

委員長	報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。
木澤委員	説明の中で三代川地区のほうはもう買収終わったと、以前説明いただきましたけども、目安はまだ残っているっていうか、どういう状況になってますか。
委員長	手塚建設農林課長。
建設農林 課長	国の説明によりますと、目安遊水地につきましては現在、法隆寺第三団地、目安自治会と、説明、勉強会等を開いておりますが、やはりいろいろ疑問があるとか、不安があるとか言う声がたくさんある中で、現在の川西町の遊水地、安堵町の遊水地等を見ていただきながら、十分遊水地の理解をいただいた上で、買収に入るといふことの説明がされておりました。
木澤委員	わかりました。あとですね、26ページとかに整備した後の活用ですね。載せてもらってますけど、活用の方法をどうしていくかということについては、まだちょっと先の話ではあるかと思いますが、どういうふうに決定していこうと思っはるのか教えてもらえますでしょうか。
建設農林 課長	現在、斑鳩町役場庁内でプロジェクトチームを立ち上げました。そちらの方で、まずどのような、各課としてどのような施設が必要かとか、そういった部分を協議しながら、どのような施設をつくっていけばよいのか等々の、まず内部協議を行っているところでございます。この中で、まず基本となる、こういったものがよいのかというのをまず選定していきたいと考えているところでございます。
木澤委員	私もいろいろこれまで要望等はさせてもらったりしてきましたけど、当然地元さんの意見ですとか、かなり広いスペースになると思うんで、町民全体の声も反映できるようにしていくべきかなというふうに思いますので、またその辺

もよろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

私のほうから、教えてほしいんですけど。今、底面利用の話が、先の話ですけど出ましたが、4 m掘り下げることに対して、やはり相当、制限されてしまうと、水が湧いてコンクリートっていう説明も今ありました。そのあたりどんな感じになるんでしょうか。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

ひとつ例を見ていただきたいんですけど、26ページの川西町の保田地区でございます。こちらにつきましては、左側の平面図で3色に色分けされております。保田地区についても一番低いところはかなり掘り下げておられまして、青色の部分が一番低いところで、コンクリートをはって駐車場にされております。そしてそれより1段高いところが緑色になっております。ここについては1段高い位置、そしてオレンジ色についてはまたさらに高い位置になっておられまして、遊水地の利活用によって、すべてがすべてを4 m掘り下げてコンクリートするわけではなく、コンクリートできない部分の遊水地利用でしたら、その部分を例えばコンクリートはらなくて下げる、高さをちょっと抑えるとか、そういった遊水地利用にあわせて、そういったところも考えていけるということは聞いているところでございます。

委員長

わかりました。先のことなんでその辺どういうふうに使っていくかということにも関わってくるんでよろしくお願いします。

それと、素朴な疑問ですねんけど、説明会と勉強会の違いってなんですねんやろ。

建設農林
課長

これまでの説明会につきましては、当然こういう形で事業を進めていきますという説明でございました。今回の勉強会につきましては、先ほど説明いたし

ました内水を取り込めるようになりましたので、地域の内水の浸水被害の軽減がはかれるようになったことの説明。今までいただいていた、たくさんの質問の回答、そういったことをご理解いただきながら、遊水地のことをより一層わかっていただくための機会としての勉強会ということで開催されたということでございます。

委員長 それでしたら今後、説明会か勉強会か、その辺は分けてやっていかれるのか、それともやっぱり勉強会が主体になっていくのか、そのあたりどんなものですか。

建設農林
課長 これまでの説明会でたくさんの質問をいただいて、それに対して全くといっていいほど答えられてなかったことから、地域の方が遊水地について深い理解を得られてないということで今回勉強会を開きました。今後につきましては、具体的な計画、設計等ができてきますと、それは当然、説明会という形で行っていくということになると思います。

委員長 わかりました。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（３）斑鳩町コミュニティバスの実証運行について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長 それでは、斑鳩町コミュニティバスの実証運行について、ご報告させていただきます。

本年度は、令和３年度からの３か年の現運行計画の最終年度となりますことから、令和６年度からの次期運行計画について検討を行い、その結果について、去る令和５年１２月２６日に開催しました、第２４回斑鳩町地域公共交通会議においてご審議いただきました。その審議結果と次年度以降の運行計画に

について、ご説明させていただきます。

資料4をお願いします。本資料は、地域公共交通会議にて配付した資料となっております。

1 ページは、過去の運行の主な変遷と現運行計画の概要をまとめております。2 ページをお願いします。こちらでは、現運行計画の課題の整理をまとめております。

はじめに、1. 運行経路・運行時間についてであります。課題といたしまして、1 便あたりの運行時間が長いことがございますが、現時点で利用者が大幅に減少し続けている停留所はなく、バス停を統廃合するなど、運行経路を変更し、運行時間を短縮することは難しいものと考えております。

続いて、3 ページをお願いします。2. バス車両についてであります。現行の2 台の車両については、それぞれ使用開始から、走行距離が15 万キロメートル、使用年数が7.5 年となっており、耐用限度基準や車両状態等から、運行事業者には、継続使用できることを確認しております。

次に、3. 運賃についてであります。課題といたしまして、運賃収入と運行経費との比較で、収支比率が低いことを挙げておりますが、今後におきましても、利用者数、特に乗車密度を増やすなど、費用対効果の最大化をはかる必要があるとしております。

次に、4. 実証運行期間についてであります。次期運行計画の期間と、その考え方についてでございますが、今年度までの3 か年の実証運行期間では、新型コロナウイルス感染症による外出控えからの回復期であったことから、正確な需要が把握できていないため、次年度以降も引き続き実証運行を継続し、効果検証を行う必要があるとしております。

続いて、4 ページをお願いいたします。最後に、総括についてであります。下の下線を引いた箇所になりますが、これらの課題の整理を行った結果、次期運行計画につきましては、現運行計画を変更せず、引き続き継続することとし、運行計画の期間についても、現運行計画と同様に3 年間とする内容でまとめております。

なお、次ページ以降につきましては、参考資料となっております。現運行計画の期間中の利用状況等をまとめたものとなっております。

以上の内容で、斑鳩町地域公共交通会議におきまして、異議なく承認をいただいたところであります。

令和6年度以降の運行につきましても、引き続き、安心、安全な運行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町コミュニティバスの実証運行についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議 長 今更かわかりませんねんけども、3ページの2. バス車両のところで、車両買取りが令和5年完了となってある。これはあのバスって、奈良交通に委託して走ってもらっているっていう感覚やけど、あのバスは買い取るの。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 当初リース契約しておったのですが、リース期間が満了しまして、その後リース残高をお支払いすることによって、買取りが完了したというところでございまして、現在は町がすべて所有しているところでございます。

議 長 ということは、今まではリース料ずっと払ってきて、リース期間が終わった。残高を町が支払って町的車になった。そしたら奈良交通に支払うのはごそっと安なってるの。そなん全然どこにも出てきやへん、わからへん。

都市創生 次年度以降その分、買取りの費用というのは下がる見込みとなっております。この令和5年度でいいますと3、40万、運賃収入から差引きしてお支払いしたところでございます。

議 長 今までのリース代払っていた時の委託料と、令和6年度以降の委託料ってな

	んぼとなんぼなん。
委員長	上田都市建設部長。
都市建設 部長	28年度から6年間のリースで、借りていた時にはだいたい28年度は200万ぐらいなんですけど、29、30、元年度、2年度については400万台でリース料を払っておりました、毎年。そして、買取りになりまして、今現在、令和5年度は60万弱といった金額で買取りを、分割で買取りをしております、合計2,500万ぐらいのリース料と分割あわせてその価格になっているという状況でございます。
議 長	そしたら令和3年、4年が400万、年間400万ぐらい、今、部長払っていたって言うた。そしたら令和6年からは400万引いたお金で委託するという形で思っておいたらええんか。
都市建設 部長	リース料としてはだいたい2千万ぐらいでリースを、6年間に渡って借りまして、あと減価償却費、買取りとしてはだいたい240万ぐらいの買取り料を提示されておりますので、それを分割して令和6年度まで払うというような形でございます。分割で。
委員長	暫時休憩いたします。 (午前9時34分 休憩) (午前9時38分 再開)
委員長	再開します。 福居都市創生課長。
都市創生 課長	コミュニティバスのリース料の関係についてでございますが、リース期間の最終年度であります令和2年度。リース料が満額かかる最終年度であります令和2年度におきまして、440万ほどかかっておったんですが、こちらに

つきましては、リース期間が満了しまして、その後リース期間満了後、残額を3年で分割してお支払いしているところでございまして、令和5年度ではその金額は56万程度になっておりまして、その分、令和6年度は下がる見込みとなっております。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、各課報告事項の(4)から(8)までは、令和6年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

それでは、(4)斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてご報告させていただきます。

はじめに、本事業の「事業用定期借地権設定契約書」に関する覚書の一部変更についてであります。

11月の当委員会において、開業延期や賃貸料減額を追記した覚書の変更案をお示しさせていただきましたが、その際に、委員からご意見をいただいた覚書の有効期間の延長を反映させた内容で、呉竹荘と最終調整を行い、1月16日付で、変更覚書の締結を行っております。

なお、有効期間につきましては、開業期限の令和8年3月末から、半年後の、令和8年9月末に変更しております。

また、土地賃貸料の予算補正につきましては、次の町議会定例会に上程予定の一般会計補正予算において、1,300万円への減額補正をお願いしたいと考えております。

最後に、当該施設の開業予定看板の設置についてでございます。

呉竹荘から、観光客や周辺住民に、施設の開業予定を周知することを目的

に、看板及び横断幕を設置したいとの申し出があり、2月下旬に、建設予定地等に設置される予定となっております。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（５）ため池豪雨耐性評価について、理事者の報告を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、令和6年度の新規事業であります。ため池豪雨耐性評価についてご説明させていただきます。

資料5をお願いいたします。（１）事業概要についてですが、防災重点ため池は、その浸水区域に住宅等が存在することから、洪水等によりため池が決壊し、下流に被害を生じさせるリスクを極力小さくするように漫然の防災対策が求められています。特に近代的技術基準に基づき設置されていない、ため池の多くは、経験則に基づき堤体、洪水吐等の構造及び規模を決定していることが想定され、近年の頻発、激甚化する豪雨等の災害に対して、ため池設計指針等に基づいた所要の安全性が確保されていない場合があります。このため、豪雨耐性評価では、防災重点ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等について、設計洪水量に対する構造性能や水理性能が所要の安全性を確保しているか調査を行ってまいります。

次に（２）豪雨に関する評価の検討事項です。豪雨評価について、ため池上流の地形、土地利用状況、降雨データ等を踏まえ設計洪水流量を決定した上で、ため池貯水池の設計洪水位に対する堤体、洪水吐の下流断面等の水理性能を照査してまいります。

次に（３）事業実施ため池であります。防災重点ため池の中でも重要区分の高い8つのため池で調査を実施してまいります。

ため池豪雨性能評価業務についての説明は以上となります。

委員長

報告が終わりました。

	次に、（６）デジタルプロモーションの試行実施について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長
都市創生課長	それでは、デジタルプロモーションの試行実施について、ご報告させていただきます。 資料６をお願いいたします。はじめに、１の事業趣旨についてであります。 各種イベントの周知につきましては、不特定多数を対象とする場合、従来、チラシ等の紙媒体や単なるホームページ掲載が主体となっておりますが、インターネットを活用した効果的な情報発信として、Web検索エンジンを活用したデジタルプロモーションを試行的に実施したいと考えております。 次に、２の事業概要についてであります。 インターネット上の検索エンジン、これは検索窓とも言いますが、こちらで、利用者が検索したキーワードに応じた、関連する広告を、検索結果の上など、特定の場所に表示させ、興味がある方に、対象ページの閲覧に誘導するものであります。このメリットとしましては、検索目的に沿った広告を表示することにより、関心を持つ可能性が高い検索利用者に、効率よく働きかけることができることが挙げられます。 次に、３の費用についてであります。初期費用や月額利用料は不要であり、閲覧数、つまりクリック数に応じて支払う課金制となっております。 最後に、４の対象イベント等についてであります。令和６年秋頃に斑鳩遊学プロジェクトとして実施予定であります、藤ノ木古墳関連の講演会などのイベント周知に活用したいと考えております。 また、イベント終了後におきましては、来場者へのアンケート結果やホームページアクセス数などにより、その効果を測定、分析し、今後の展開として、より効果が見込める手法や対象事業について検討してまいりたいと考えております。 以上、デジタルプロモーションの試行実施についての報告とさせていただきます。
委員長	報告が終わりました。

次に、（７）所有者不明建物管理制度の活用について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、所有者不明建物管理制度の活用についてご報告させていただきます。資料７をお願いいたします。

はじめに、１の事業概要についてであります。所有者不明建物管理制度とは、所有者や相続人が不存在等の建物について、利害関係人や地方公共団体の長が、地方裁判所に申立てを行い、その建物や土地の管理等を行う管理人を裁判所から選任してもらって、裁判所の許可を得たうえで、管理人による売却処分が可能となる制度であります。なお、本制度は、令和５年４月から開始されております。令和６年度に、町内の対象空き家について、試行的に本制度を活用し、当該建物や土地の売却処分をすすめ、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、２の対象空き家要件についてであります。ひとつ目は、本制度の対象と同様になりますが、所有者や相続人が不存在であることとしております。

２つ目は、本制度が空き家等の売却処分を基本的に想定していることから、売却処分が見込める土地、建物であることとしております。

次に、３の対象予定についてであります。令和６年度に予定している物件は１件であり、その所在につきましては、法隆寺東２丁目地内になります。土地の面積は約１００平方メートルで、建物は木造の２階建てであります。

最後に、４の手続きの流れについてであります。まず、（１）として、地方裁判所に対して、制度活用に関する申立てを行い、（２）として、申立者が、財産管理に必要な費用の確保のために、地方裁判所に対して、予納金の納付を行います。次に、（３）として、地方裁判所により弁護士などの管理人が選任されます。次に、（４）として、地方裁判所の許可を得たうえで、管理人による対象財産の管理及び売却処分をすすめます。

なお、対象財産の売却ができ、清算後に、なお残額がある場合は、予納金の返還が受けられることになります。この所有者不明建物管理制度については、施行後、間もないことから、今回の実施内容を精査し、課題やメリット等の整理を十分に行ったうえで、今後の空き家対策への積極的な活用を検討してまい

りたいと考えているところであります。

以上、所有者不明建物管理制度の活用についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（８）県との連携によるまちづくりの取組みについて、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、県との連携によるまちづくりの取組みについて、ご説明させていただきます。

資料８をお願いいたします。

はじめに、１．事業概要についてであります。ＪＲ法隆寺駅南側地区が、県において、昨年１２月に西和医療センターの移転、再整備の候補地に決定され、町としましても、県との連携協定の対象エリア内でもありますことから、病院整備にあわせて、当該地区に都市機能を集積化し、新たな町の拠点とすることをめざして、県と町、双方の事業に相乗効果を発揮すべく、一体的な整備に向けた検討をすすめてまいります。

令和６年度以降の町の取組みといたしまして、事業手法やまちの機能を含むまちづくり基本計画の具体的な検討及び、都市計画に関する手続き等に係る業務を委託発注してまいりたいと考えております。

次に、２．業務期間としましては、令和６年５月頃から令和８年５月頃の約２か年を予定しております。業務期間が複数年にわたることの理由としましては、病院の計画の進捗にあわせて、事業の整合性をはかる必要があることや、都市計画の見直しに係る国や県との協議や各種手続きに時間を要すること等が挙げられます。

次に、３．業務内容でございます。まず、①駅周辺まちづくり基本計画の策定業務については、ＪＲ法隆寺駅南側地区において、西和医療センターの移設とあわせた町活用地の範囲や、活用方針等について検討し、基本計画の策定を行います。次に、②都市計画変更業務といたしまして、病院の部分を含む、都市計画の線引きや用途地域等の見直しについての検討を行います。

次に、③民間活力導入可能性調査業務といたしまして、民間事業者の経営能力や効率性等を活用しながら事業を進めるための、事業手法の検討や市場調査等を行います。次に、④県とのまちづくり連携協定に基づく基本計画策定業務といたしまして、県とのまちづくり連携協定に基づき、法隆寺及びJ R法隆寺駅周辺地区のまちづくりについての基本計画の策定をすすめます。

続いて、4. 財源でございますが、県の補助制度であります、まちづくり連携協定基本計画支援事業にて、本業務の一部の事業費に対して1/2の補助を受けることができますので、これを活用する予定としております。

最後に、5. 業務スケジュールの予定でございますが、まず、業者選定にあたり、公募型プロポーザルの実施を検討しており、令和6年3月頃に選定に係る公告を行い、その後、5月頃に契約締結及び業務実施をすすめてまいりたいと考えております。業務ごとの実施期間につきましては、先ほどの3. 業務内容の業務ごとに右側に示しておりますように、①の業務を令和6年度、その後、③と④の業務を令和7年度、②の業務については、期間を要するため、令和6年度から8年度にかけて継続して実施する予定で考えているところでございます。

以上、県との連携によるまちづくりの取組みについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

建設農林課から1点ご報告させていただきます。

令和5年9月の当委員会で報告させていただき、令和5年12月議会で町長専決処分の報告をさせていただきました、龍田北1丁目地内住宅地のブロック崩落事案に係る仮設道築造工事についてでございます。

当該仮設道築造工事は、7件の被災住宅のうち5件までの宅地と隣接する仮設道路を守谷上池内に設置する工事を進めております。この工事の範囲につきましては、被災された家屋の崩落の危険性があったことから、7件の被災住宅

の内5件の住宅地まで、約115mの仮設道路の築造を進めているところで
す。

現場の作業状況でございますが、被災した住宅地に隣接する現場であり周辺
住宅地に影響がないよう少しずつ丁寧な施工を心がけながら、様々な現場状況
の変化にも対応された施工にとりくんでいるところでございます。

このような状況の中、1月中旬には、崩落の危険性のあった家屋が解体さ
れ、地権者からも住宅ブロック復旧工事に必要な仮設道を延伸してほしいとの
要望もありましたことから、今般、約25m北へ、仮設道の延伸工事を当初の
請負契約を増額変更し、工期につきましても2月9日の竣工を3月15日まで
延期して実施していくことについてご報告させていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 金額的にはどれぐらいですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 当初の契約につきましては1,618万1千円の契約でございました。今回
課長 25m延伸することにより、161万2,600円の増額の変更をする予定で
ございます。

木澤委員 必要なことだと思いますのでお願いします。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 今のあれですけど、どこまで町が関わろうとしているのか。今の仮設道路だ
けで終わってしまうのか、その辺ちょっと聞かせてほしいねんけど。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 今回につきましては復旧のお手伝いとなる仮設道路の建設で、それ以上行うことは予定しておりません。仮設道路で完了という予定でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。
続きまして、３．その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前９時５６分 閉会)